

# 認定指定NPO法人 地域環境ネットワーク

活動へのご協力をお願い。

- ◇「認定指定NPO法人 地域環境ネットワーク」では、環境保全活動や国際交流活動などを通して、大分県の未来を築く「人材育成」に取り組んでいます。
- ◇認定NPO法人にご寄附をいただくと、以下のような税額控除を受けることができます。みなさまのご協力を、何卒よろしく願いいたします。

## 寄附について

□郵便振替口座 01750-5-75064 「特定非営利活動法人 地域環境ネットワーク」  
特定非営利活動法人 地域環境ネットワーク 代表理事 三浦逸朗

【注意】振込票に必ず「氏名」「住所」「電話番号」をご記入下さい。

【認定指定NPO法人 地域環境ネットワーク】 〒870-0901 大分市西新地1-3-5サンビル1階  
TEL/FAX : 097-551-3903 nqg16270@nify.com

## 認定・仮認定NPO法人に寄附をすると

認定・仮認定NPO法人制度とは、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度で、一定の基準を満たしたNPO法人を所轄庁(県・指定都市)が認定します。

### 個人が認定・仮認定NPO法人に寄附をすると 寄附金額の最大で約50%が税金から控除されます。

- ① 所得税(国税)の場合、税額控除または所得控除の有利な方を選ぶことができます。  
税額控除 (寄附金額-2,000円)×40% (所得に関係なく原則減税額は同じ)  
所得控除 (寄附金額-2,000円)を所得から控除 (所得が多いほど有利)
  - ② 地方税の場合、個人県民税4%+個人市町村民税6%の税額控除が受けられます。  
個人県民税 (寄附金額-2,000円)×4%  
個人市町村民税 (寄附金額-2,000円)×6%
- (注)地方税の場合、税額控除の対象とならない場合もありますので、詳細は県総務部税務課及びお住まいの市町村の税務担当窓口にお問い合わせください。

例) 30代会社員が年間合計5万円の寄附をした場合

年収:420万円 課税所得:226万円 所得税率:10%とすると



法人が認定・仮認定NPO法人に寄附すると  
一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が  
設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

※一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人へ寄附をした場合も、認定・仮認定NPO法人と同様に、寄附金税額控除を受けることができます。